

平成 27 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 27 年 9 月 4 日 提 出

目 次

同意第3号	教育委員会委員の選任について	1
報告第8号	損害賠償の額の決定及び和解について	2
報告第9号	損害賠償の額の決定及び和解について	4
報告第10号	損害賠償の額の決定及び和解について	6
報告第11号	平成26年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	8
認定第1号	平成26年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	平成26年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	平成26年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	平成26年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	平成26年度東浦町下水道事業特別会計決算の認定について	別添
認定第6号	平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計決算の認定について	別添
認定第7号	平成26年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
議案第42号	東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例の制定について	10
議案第43号	東浦町職員の退職手当に関する条例及び東浦町職員の再任用に関する条例の一部改正について	11
議案第44号	東浦町個人情報保護条例の一部改正について	13
議案第45号	東浦町手数料条例の一部改正について	21
議案第46号	平成27年度東浦町一般会計補正予算（第3号）	別添
議案第47号	平成27年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第48号	平成27年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第49号	工事請負契約の締結について（建物解体工事）	23

同意第3号

教育委員会委員の選任について

次の者を平成27年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年9月4日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

小林 久枝

提案理由

教育委員会委員小林久枝が、平成27年9月30日任期満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

報告第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月4日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 8 月 10 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 26 年 7 月 10 日（木）午前 11 時 10 分頃、職員が公用車を乙の自宅の駐車場に駐車しようとして後進したところ、後方の縁側に当該車両の右後部が接触し、当該縁側を破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

75,600 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	0 円	75,600 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	75,600 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、75,600 円を支払うこととする。

報告第9号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月4日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 7 月 21 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 27 年 5 月 9 日（土）午後 0 時頃、生路コミュニティセンター駐車場において、職員が駐車していた公用車を後進させたところ、乙の車両の前部と接触し、当該車両の右ヘッドライト等を破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

248,279 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	0 円	248,279 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	248,279 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、248,279 円を支払うこととする。

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 8 月 7 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

東浦町体育館の管理瑕疵による人身事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 27 年 3 月 8 日（日）午後 6 時 30 分頃、乙が東浦町体育館の西側駐車場に駐車した車両の荷台から荷物を降ろそうと当該車両の後方に回った際、蓋がずれた側溝に左脚が入り、左脛^{すね}を負傷した。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

39,164 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	0 円	39,164 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	39,164 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、39,164 円を支払うこととする。

報告第 11 号

平成 26 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

平成 26 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：％)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.17)	13.48	20.00
連結実質赤字比率	— (△24.22)	18.48	30.00
実質公債費比率	2.4	25.0	35.0
将来負担比率	— (△2.3)	350.0	

注 () 内に参考値として、その値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業特別会計	—	
東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計	—	

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剰余额がある場合

議案第 42 号

東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例の制定について
東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例

この条例の施行の際現に町長の職にある者がこの条例の施行の日の属する任期内に退職する場合には、その者に対しては、東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）第 6 条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在町長の職にある者の退職手当を支給しないこととするため提案するものである。

議案第 43 号

東浦町職員の退職手当に関する条例及び東浦町職員の再任用に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例及び東浦町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職手当に関する条例及び東浦町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和 45 年東浦町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)
第 3 条 略	第 3 条 略
2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 15 条第 1 項各号に掲げるものを含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 15 条第 1 項各号に掲げるものを含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略

(東浦町職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町職員の再任用に関する条例(平成 12 年東浦町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 (特定警察職員等への適用期日) 2 <u>厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号</u>に規定する特定警察職員等（附則第 4 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法第 1 条の規定による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例の規定を適用する。 3 から 5 まで 略	附 則 1 略 (特定警察職員等への適用期日) 2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号</u>に規定する特定警察職員等（附則第 4 項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法第 1 条の規定による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例の規定を適用する。 3 から 5 まで 略

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 44 号

東浦町個人情報保護条例の一部改正について

東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町個人情報保護条例（平成 20 年東浦町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 (3) 略 (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。<u>ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）</u> <u>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</u> (3) 略

<u>報をいう。</u> (5) <u>保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。</u> (6) 略 (7) 略 (個人情報の収集の制限) 第6条 略 2 略 3 実施機関は、<u>個人情報（特定個人情報を除く。以下この節において同じ。）</u>を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) から (9) まで 略 4 略 (個人情報の利用及び提供の制限) 第7条 略 2 略 3 <u>実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u> (開示請求権) 第15条 略 2 未成年者又は成年被後見人の<u>法定代理人</u>（保有特定個人情報にあっては、未	(4) 略 (5) 略 (個人情報の収集の制限) 第6条 略 2 略 3 実施機関は、<u>個人情報</u>を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) から (9) まで 略 4 略 (個人情報の利用及び提供の制限) 第7条 略 2 略 (開示請求権) 第15条 略 2 未成年者又は成年被後見人の<u>法定代理人</u>は、当該未成年者又は成年被後見人
--	---

成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第16条 略

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第26条第1項において同じ。）を証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 略

（保有個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関若しくは県の機関の指示により、開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第16条 略

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。第26条第1項において同じ。）を証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 略

（保有個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関若しくは県の機関の指示により、開示請求者（第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をした場合にあつては、当該未成年者又は成年後見人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

(2) 略 (3) 第 15 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の<u>代理人が本人に代わって開示請求</u>をした場合において、<u>代理人</u>に開示することにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (4) から (8) まで 略 (他の制度との調整) 第 28 条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の<u>開示(保有特定個人情報の開示を除く。)</u>については、適用しない。 (1) から (3) まで 略 (訂正請求権) 第 29 条 略 2 <u>代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求</u> (以下「訂正請求」という。) をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第 30 条 略 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること)を証明するために必要な書類で実施機関の定めるもの及び訂正請求の内容が事実合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。 3 略 (利用停止請求権)	(2) 略 (3) 第 15 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の<u>法定代理人が開示請求</u>をした場合において、<u>法定代理人</u>に開示することにより、当該<u>未成年者又は成年被後見人</u>の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (4) から (8) まで 略 (他の制度との調整) 第 28 条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の<u>開示</u>については、適用しない。 (1) から (3) まで 略 (訂正請求権) 第 29 条 略 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による訂正の請求</u> (以下「訂正請求」という。) をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第 30 条 略 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること)を証明するために必要な書類で実施機関の定めるもの及び訂正請求の内容が事実合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。 3 略 (利用停止請求権)
--	--

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関^{（二）}に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第7条、第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手續）

第38条 略

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関^{（二）}に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）第6条の規定に違反して収集されたものであるとき 又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第7条 又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手續）

第38条 略

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利

用停止請求に係る保有個人情報の本人の <u>代理人</u> であること)を証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提示し、又は提出しなければならない。	用停止請求に係る保有個人情報の本人の <u>法定代理人</u> であること)を証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
3 略	3 略

第2条 東浦町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次及び条を改正後の欄の目次及び条に改める。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節及び第2節 略 第3節 利用停止 (第37条—<u>第42条の2</u>) 第4節 略 第4章から第7章まで 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) から (5) まで 略 <u>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> (個人情報の利用及び提供の制限) 第7条 略 2及び3 略 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、<u>特定個人情報(情報提供等記録を</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 第1節及び第2節 略 第3節 利用停止 (第37条—<u>第42条</u>) 第4節 略 第4章から第7章まで 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) から (5) まで 略 <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> (個人情報の利用及び提供の制限) 第7条 略 2及び3 略 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、<u>特定個人情報</u>を取り扱う事務の目

除く。以下この項において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(事案の移送)

第24条 略

2及び3 略

4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

(事案の移送)

第35条 略

2及び3 略

4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

(保有個人情報の提供先等への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

(適用除外)

第42条の2 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(事案の移送)

第24条 略

2及び3 略

(事案の移送)

第35条 略

2及び3 略

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである

議案第 45 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
手数料 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数料 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 住民票に記載した事項に関する証明書 の交付手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 住民票に記載した事項に関する証明書 の交付手数料の項まで 略					
住民 基本 台帳 カードの 交付 手数料		1 枚 につ き	500 円	交付 のと き		住民 基本 台帳 カードの 交付 手数料		1 枚 につ き	500 円	交付 のと き	
個人 番号 の通 知カ ード の再 交付 手数料		1 枚 につ き	500 円	申請 のと き							
戸籍に関する届書その他の書類の閲覧 手数料の項から優良住宅新築認定申請						戸籍に関する届書その他の書類の閲覧 手数料の項から優良住宅新築認定申請					

手数料の項まで 略	手数料の項まで 略
-----------	-----------

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

提案理由

個人番号の通知カードの再交付手数料を定めるため提案するものである。

議案第 49 号

工事請負契約の締結について（建物解体工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 27 年 9 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 建物解体工事 |
| 2 | 路線等の名称 | 旧学校給食センター |
| 3 | 工 事 場 所 | 知多郡東浦町大字緒川字重右山地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 旧学校給食センターの解体工事 |
| 5 | 契 約 金 額 | 38,880,000円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長 坂 勝 之 |
| 7 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。